

地域森林計画変更計画書

森林計画区名	計画期間
耳川森林計画区	令和3年4月1日～令和13年3月31日
一ツ瀬川森林計画区	令和4年4月1日～令和14年3月31日
大淀川森林計画区	令和5年4月1日～令和15年3月31日
五ヶ瀬川森林計画区	令和6年4月1日～令和16年3月31日

令和6年変更

宮 崎 県

目 次

耳川森林計画区

1 変更理由	1
2 変更始期	1
3 変更の内容	
I 計画の大綱	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
II 計画事項	
第3 森林の整備に関する事項	2

一ツ瀬川森林計画区

1 変更理由	4
2 変更始期	4
3 変更の内容	
I 計画の大綱	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II 計画事項	
第3 森林の整備に関する事項	5

大淀川森林計画区

1 変更理由	7
2 変更始期	7
3 変更の内容	
I 計画の大綱	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II 計画事項	
第3 森林の整備に関する事項	8
第6 計画量等	10

五ヶ瀬川森林計画区

1 変更理由	13
2 変更始期	13
3 変更の内容	
I 計画の大綱	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	13
II 計画事項	
第3 森林の整備に関する事項	14
第6 計画量等	16

耳川森林計画区

1 変更理由

宮崎県再造林推進条例の施行等に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき策定した耳川地域森林計画書の一部を、同法第5条第5項に基づき変更する。

2 変更始期

令和7年4月1日から適用する。

3 変更の内容

① 「I 計画の大綱」の「3」を次のとおり変更する。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 基本方針

県土の76%を占める森林は、木材等林産物の供給はもとより、水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成等の多面的機能を有しており、県民の生活に密接に関わる持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤である。

戦後の積極的に造成された人工林はその多くが利用期を迎え、充実した森林資源を活用するとともに計画的に再造林を行い、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業を確立していくことが重要となっている。

しかしながら、近年、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、今後、森林資源の循環利用への影響等が懸念されることから、県では令和6年7月に宮崎県再造林推進条例を制定し、県民一丸となって再造林を進めること等により、循環型林業の実現に向けた取組を進めていくこととしている。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指していく。

耳川地域森林計画の樹立に当たっては、宮崎県再造林推進条例及び本県林政の基本方針を示した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を踏まえるとともに、全国森林計画に即して、森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定めるものとする。

(2) 耳川計画区の特性

耳川計画区は、スギを主体とした豊富な森林資源が本格的な利用期を迎えており、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の基幹産業である林

業の成長産業化を進めることとする。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた齢級構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水源の涵養や山地災害の防止などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。

特に、本計画区は、急峻な地形が多くを占める地域でもあることから、山地災害防止機能や土壤保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進する。

また、治山事業の実施に当たっては、荒廃渓流や山腹崩壊地の復旧及び森林の造成等について、適切かつ効率的な工種・工法を採用するものとするが、特に、県産材の需要拡大を図る観点から、木材を利用した工種・工法を積極的に推進することとする。

② 「II 計画事項」の「第3の1の(1)」を次のとおり変更する。

(1)立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で、災害の未然防止に留意し配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県

森林経営課 以下、「県ガイドライン」という。)」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意する。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することのないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により、一定の立木材積を維持する。

③ 「II 計画事項」の「第3の5の(4)」を次のとおり変更する。

(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）」及び「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」、「県ガイドライン」等に則り開設する。

④ 「II 計画事項」の「第3の5の(5)ア」を次のとおり変更する。

(5)林産物の搬出方法等

ア林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行うものとし、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「県ガイドライン」を踏まえ、搬出方法を定める。